

感震ブレーカーの普及推進

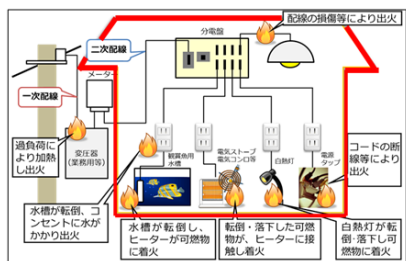
予防課

1. 感震ブレーカーの普及推進の背景・目的

令和6年能登半島地震により輪島市の朝市通り周辺で発生した火災は、半島沿岸部にある木造密集地域で発生したもので、焼失面積約4万9千㎡、約240棟焼損という大規模災害となりました。この教訓を踏まえ、消防庁では国土交通省と共同で「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後の対応策の一つとして感震ブレーカーの普及推進を含む地震火災対策をとりまとめました。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和6年6月28日修正）においても、感震ブレーカーの普及推進が盛り込まれました。

これらを踏まえ、消防庁では、有識者、感震ブレーカー製造業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、経済産業省等の関係省庁により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」（以下「対策会議」という。）を開催し、感震ブレーカーの普及推進に関する検討を進めているところです。

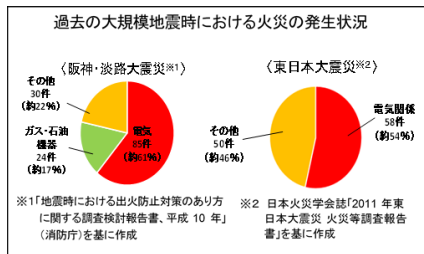


▲電気に起因する出火の可能性がある主な部位
（感震ブレーカーの設置により赤枠内（二次配線を除く）の火災を防ぐことが可能）

2. 感震ブレーカーの普及に関する現状と課題

過去の大規模地震では、電気を原因とする火災は半数以上を占めていて、感震ブレーカーの設置を推進する必要がある一方で、令和4年9月時点での感震ブレーカーの設置率は5.2%※に留まっており、普及推進の加速化が求められています。

※ 内閣府による全国47都道府県3,000人へのアンケート調査（有効回答1,791世帯）



感震ブレーカーについて、内閣府及び消防庁から自治体に対しアンケート調査を行った結果、

- ・ 感震ブレーカーの認知度が低い
 - ・ 電気火災を防止する効果が知られていない
 - ・ 各戸の状況に合わせた感震ブレーカーのどの製品を選べばよいかわからない
 - ・ 感震ブレーカーの取付が難しい
 - ・ 取扱店が少ない
 - ・ 感震ブレーカーに対する補助制度の認知度が低い
- 等が普及推進を図る上での課題として挙げられました。

3. 多様な媒体を通じた広報活動の展開

まずは感震ブレーカーの認知度の向上が必要であることを踏まえ、消防庁では、各消防本部等での普及啓発の際に使用できる動画の制作や、関係省庁と連携したチラシの作成・配布を行うとともに、火災予防運動の機会等を捉えた広報活動を展開しているところです。

4. 今後の対応の方向性

(1) 普及推進体制の構築

各地域で、着実に普及を進めるためには、自治体や消防関係者のみならず、電気関係事業者や住宅関係事業者、地域住民による自主防災組織や女性防火クラブ等と連携して取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に即した普及推進体制を構築することが必要です。



(2) 普及に向けた具体的な計画の作成

防災基本計画において感震ブレーカーの普及が位置づけられたことを踏まえ、都道府県及び市町村では地域防災計画の見直しを実施することが必要です。また、当該取組の実効性を確保するため、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定（普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等）することが重要です。

消防庁では、感震ブレーカーについて、対策会議における議論も踏まえ、各地域における取組を推進するため、令和6年度中にモデル計画を通知する予定です。

問合せ先

消防庁予防課予防係 泉、村松
TEL：03-5253-7523